

下関市川棚温泉交流センター
指定管理者募集要項

令和8年8月

下関市役所豊浦総合支所地域政策課

目 次

- 1 施設の概要等
- 2 公募及び管理運営開始までのスケジュール
- 3 指定期間
- 4 申込の資格
- 5 申込方法・提出書類等
- 6 選定（審査）の基準
- 7 指定管理者が行う管理運営業務の基準及びその範囲
- 8 管理運営業務の範囲外の業務
- 9 指定管理料に関する事項
- 10 協定に関する事項
- 11 その他の留意事項

下関市川棚温泉交流センター指定管理者募集要項

現在、下関市川棚温泉交流センター（以下、「本施設」という。）の管理は、下関市（以下「市」という。）が指定した指定管理者（地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２４４条の２第３項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が実施していますが、その指定に係る期間（以下「指定期間」という。）が令和９年３月３１日をもって終了いたします。ついては、令和９年４月１日以降の本施設の管理運営に関する業務（以下「管理運営業務」という。）について、より効率的かつ効果的に行うために、法第２４４条の２第３項、下関市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成１７年条例第２６号。以下「手続条例」という。）第２条及び下関市川棚温泉交流センターの設置等に関する条例（平成２１年条例第４１号。以下「設置条例」という。）第１５条第１項の規定に基づき、次のとおり本施設の管理運営業務を行う指定管理者を募集します。

１ 本施設の概要等

（１）名称

下関市川棚温泉交流センター

（２）所在地

下関市豊浦町大字川棚字湯町５１８０番地ほか

（３）設置目的

地域の特性を活用した交流の場を提供することにより、市民と来訪者との交流促進を図る。

（４）ビジョン

ア 豊浦地域における観光交流の拠点施設として、効果的かつ効率的な管理運営を行う。

イ 自主事業の積極的な実施等により交流人口の増加を図る。

（５）目的を達成するための指標

入館者数

2 公募及び管理運営開始までのスケジュール

- | | |
|----------------|-----------------------------------|
| (1) 公募期間 | 令和8年8月17日（月）から
令和8年9月18日（金）まで |
| (2) 現場説明会 | 令和8年8月26日（水） |
| (3) 指定管理候補者の選定 | 令和8年9月中旬頃から10月上旬頃まで |
| (4) 指定管理者の指定 | 令和8年12月議会に指定議案を提出し、議決
を受けた後に指定 |
| (5) 基本協定の締結 | 令和9年1月から3月まで |
| (6) 年度協定の締結 | 令和9年4月1日（管理運営業務開始） |

3 指定期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日までの3年間

ただし、指定期間内であっても、管理運営を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

4 申込の資格

次の(1)から(5)までの要件を満たす法人その他の団体（以下「団体」という。）又は複数の団体で構成する共同事業体での申込みとし、個人での申込みは受けません。

なお、単独で申込みをする団体は、共同事業体の構成員となることはできません。また、1の共同事業体の構成員である団体は、他の共同事業体の構成員となることもできません。

- (1) 当該団体の本社又は主たる事務所が下関市内にあること。
- (2) 豊浦地域における雇用を積極的に行い、地域振興及び観光振興の行事の開催並びに豊浦地域観光振興団体との連携事業を積極的に行うことができること。
- (3) 次のいずれにも該当すること。

ア 管理運営業務を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な財務能力を有すること。

イ 法人税、法人市県民税、事業税、消費税、地方消費税等の租税及び労

働保険料を滞納していないこと。

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中でないこと。

エ 指定管理者の責めに帰すべき事由により、過去2年以内に指定管理者の指定の取消しを受けていないこと。

オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、市における入札参加を制限されていないこと。

カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員の統制下にある団体でないこと。

キ 過去2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと、又は是正勧告を受けている場合にあっては、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること。

ク インボイス制度における適格請求書発行事業者として登録を受けていること。

ケ 共同事業体の場合にあっては、構成する全ての団体がアからクまでに掲げる要件を満たすとともに、次に掲げる要件を満たすこと。

（ア）申込時に、構成する全ての団体による「共同事業体協定書」を提出すること。

（イ）指定管理候補者に選定されたときは、市と本施設の管理運営に関する基本協定を締結する時までに、代表団体及び全ての構成員の責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、その組合契約書の写しを市に提出すること。

※共同事業体にあっては、代表団体が(1)から(3)までの要件を全て満たし、かつ、他の構成員の全てが(3)の要件を満たしている場合に、申込手続を行うことができます。

(4) 消防法（昭和23年法律第186号）に定める甲種防火管理者の資格を有する者を1人配置することができること（共同事業体の場合にあっては、構成員のうちいずれかの団体によって要件を満たしていること。）。

(5) 5(5)に示す現場説明会に参加すること。

5 申込方法・提出書類等

(1) 提出書類

ア 申込書（様式第 1 号）

イ 申込資格を有していることを証する書類

- ・定款の写し及び登記簿の謄本（法人以外の団体にあつては、会則等）
- ・団体（共同事業体にあつては、全ての構成員）の納税証明書
- ・申込資格(1)については、下関市内に本社又は主たる事務所を有していることを証明するもの（写し）
- ・申込資格(3)については、全てに該当していることを説明する書類
- ・申込資格(4)については、資格を有することを証明するもの（写し）

ウ 事業計画書（様式第 2 号）

エ 収支計画書（様式第 3 号）

- ・令和 9 年度から令和 11 年度までの 3 年度分について、各項目別の内訳を詳細に記入すること。

オ 団体（共同事業体の場合にあつては、全ての構成員）の経営状況を説明する書類

- ・組織の概要、経営状況の判断及び業績見通し、貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類、財産目録等
- ・新たに設立された団体で、前述の書類がない場合は、団体の株主、出資状況、出資者（団体）の財務状況、融資機関が発行した融資に関する証書等

カ 誓約書（様式第 4 号）

キ 事業説明書（様式第 5 号）

- ・平等かつ公平な利用の確保について
- ・申込の動機、意欲
- ・利用促進、利用拡大の取組内容
- ・地元での雇用確保
- ・第三者に業務委託する場合の業者選定、指導・監督体制
- ・施設の維持管理

ク 共同事業体結成届出書（様式第 6 号）（共同事業体による申込みの場合のみ）

ケ その他市長が必要と認める書類

(2) 提出部数

正 1 部、副 1 0 部（副は、複写可）

(3) 申込書等の配布

申込みに必要な書類は、下関市公式ウェブサイトからダウンロードしてください。なお、紙での配布を希望される方は、下記問合せ先までご連絡ください。

ア 配布期間

令和 8 年 8 月 1 7 日（月）から令和 8 年 9 月 1 8 日（金）まで
（紙での配布は土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

イ 問合せ先

山口県下関市豊浦町大字川棚 6 8 9 5 番地 1

下関市役所豊浦総合支所地域政策課

電話 0 8 3 - 7 7 2 - 4 0 0 1

(4) 申込受付期間

提出書類は、次の「ア 申込期間」、「イ 提出時間」、「ウ 提出窓口」を遵守し、持参してください。持参以外の方法による提出は受け付けできません。また、提出期間終了後は、提出書類の変更及び追加はできません。

ア 申込期間

令和 8 年 9 月 7 日（月）から令和 8 年 9 月 1 8 日（金）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

イ 提出時間

午前 9 時から午後 4 時 3 0 分まで（正午から午後 1 時までの間を除く。）

ウ 提出窓口

「(3)イ 問合せ先」と同じ

(5) 現場説明会の開催

ア 開催日時

令和 8 年 8 月 2 6 日（水）午後 2 時から

イ 開催場所

下関市川棚温泉交流センター 大交流室

ウ 内容

本要項及び別紙 1 下関市川棚温泉交流センター指定管理業務仕様書
(以下「仕様書」という。)の説明及び施設見学

エ 参加人数

1 団体 (1 共同事業体) につき 2 人まで

オ 参加申込

参加を希望する団体及び共同事業体は、現場説明会参加申込書 (様式第 7 号) に必要事項を記入の上、令和 8 年 8 月 25 日 (火) 正午までに電子メールにより提出してください。

【受付メールアドレス】 tuchiiki@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

(6) 募集要項等に関する質問方法

ア 受付期間

令和 8 年 8 月 21 日 (金) から令和 8 年 9 月 4 日 (金) 午後 4 時 30 分まで

イ 質問方法

本要項、仕様書その他の配布資料について質問がある場合は、「質問票 (様式第 8 号)」を電子メールにより提出してください。電話、来訪等の口頭による質問は受け付けません。

【受付メールアドレス】 tuchiiki@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

ウ 回答方法

受け付けた質問については、現場説明会に参加された全ての団体及び共同事業体に対して、随時電子メールにより一斉に回答します。

6 選定 (審査) の基準

(1) 指定管理候補者の選定

手続条例第 4 条の規定に基づき審査し、指定管理候補者を選定します。

ア 資格審査

下関市役所豊浦総合支所地域政策課において、申込者の申込資格要件

の適否について審査を行います。

イ 下関市指定管理候補者選定委員会

下関市指定管理候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、審査を行います。

ウ 審査の基準及び審査項目

提出された事業計画書等について、別紙２下関市川棚温泉交流センター指定管理候補者選定（審査）基準（案）に基づき審査する予定ですが、選定委員会において変更される場合もあります。

なお、申込団体によるプレゼンテーションを行い、ヒアリングを受けていただく場合があります。

また、申込者が１者の場合でも、選定委員会において定める最低制限基準に満たないときは選定せず、不備な点を指摘した後、再度提案を受け、最低制限基準を満たした場合は選定し、再度の提案においても最低制限基準を満たさないときは、再度公募を行うこととします。

(2) 指定管理候補者の決定

選定委員会での審査結果に基づき、下関市長（以下「市長」という。）が指定管理候補者を決定し、申込みがあった団体に対して速やかに結果を通知するとともに、下関市公式ウェブサイト等で公表します。

(3) 指定管理候補者の取消し

指定管理候補者が、法第２４４条の２第６項の規定による下関市議会での議決（以下「指定の議決」という。）を経る前に、指定管理者に指定することが著しく不適当若しくは不可能と認められる事由が生じたとき、又は指定の議決が得られなかったときは、指定管理候補者の選定を取消し、他の申込者の中から指定管理候補者を選定することがあります。

なお、指定管理候補者の責めに帰すべき事由により指定管理候補者の選定を取消した場合で、本施設の管理運営業務が延期になる等の理由により、市に損害が発生したときには、市は、当該選定の取消しを受けた団体に対して損害賠償請求を行うことがあります。

(4) 指定管理者の指定及び協定の締結

指定管理者の指定は、指定の議決を経て市長が行います。指定管理者は、

市と協議の上、本施設の管理運営の細目について基本協定及び年度協定を締結することとします。

(5) 指定管理者の指定の取消し

ア 指定管理者が協定の締結までに、管理運営業務の実施が確実でないと認められるとき、又は著しく社会的信用を損なう等により指定管理者として相応しくないと認められるときは、その指定を取消し、協定を締結しないことがあります。なお、当該指定の取消しにより市に損害が発生した場合には、市は、当該指定の取消しを受けた団体に対して損害賠償の請求を行うことがあります。

イ 指定管理者が協定締結後、次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。なお、当該指定の取消し及び業務の停止により市に損害が発生した場合には、市は、当該指定の取消し及び業務の停止を受けた団体に対して損害賠償の請求を行うことがあります。

(ア) 設置条例又は基本協定の規定に違反したとき。

(イ) 法第244条の2第10項の規定に基づく報告の要求若しくは調査に対して、これに応じず若しくは虚偽の報告を行い、又は調査を妨げたとき。

(ウ) 法第244条の2第10項の規定に基づく指示に従わないとき。

(エ) 本要項に定める資格要件を失ったとき。

(オ) 申込みの際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。

(カ) 指定管理者の経営状況の悪化等により管理運営業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断されるとき。

(キ) 指定管理者の管理運営業務に直接関わらない法令違反等により、管理運営業務を継続させることが社会通念上著しく不相当と判断されるとき。

(ク) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理運営業務が行われな

いとき。

(ケ) 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、落雷、地震、津波、地すべり、

落盤、土砂崩壊、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキ等の天災又は人災、関係法令の改廃、感染症のまん延その他市及び指定管理者の責めに帰することのできない事由をいう。)により、管理運営業務の継続が著しく困難になったと判断されるとき。

(コ) 指定管理者から指定の取消し又は管理運営業務の全部又は一部の停止を求める書類による申出があったとき。

(サ) 本施設が休止又は廃止されることとなったとき。

(シ) その他市が指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。

7 指定管理者が行う管理運営業務の基準及びその範囲

(1) 管理運営業務の内容及びその水準

管理運営業務の内容等については、設置条例、本要項、仕様書、基本協定及び申込時に提出された事業計画のとおり行っていただきます。また、本施設の設置目的及びビジョンに基づく指定管理者が達成すべき目標値を、市が設定した指標を基に、指定管理者と協議の上、年度協定において定めることとします。

(2) 管理経費の区分

手続条例第10条では、指定管理者は、管理運営業務に係る経理とその他の業務に係る経理を明確に区分しなければならない旨定められています。このため、管理運営業務に係る経理と管理運営業務の範囲外の業務（自主事業を含む。）の経理とは、明確に区分して管理してください。

指定管理者が管理運営業務の実施のために使用する預金口座については、専用の口座とすることを原則とします。ただし、管理運営業務の実施上必要な場合には、市と協議の上、複数の口座を使用することもできます。

(3) 情報管理

ア 指定管理者の管理運営業務の実施に伴う個人情報の取扱については、別紙3個人情報取扱特記事項によることとします。

イ 指定管理者又は管理運営業務に従事する者（指定管理者から管理運営業務の一部を委託され、又は請け負った者を含む。）は、管理運営業務の

実施によって知り得た秘密及び市の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部に漏らし、又は他に使用してはなりません。指定期間が終了し、又は指定管理者の指定を取り消された後においても、同様とします。

ウ 指定管理者は、管理運営業務の実施に当たり、その保有する情報の取扱いについては、下関市情報公開条例（平成１７年条例第１６号）の規定に準じて、必要な措置を講じることとします。なお、情報公開の請求があった場合は、遅滞なく市に報告することとします。

エ 指定管理者は、管理運営業務を実施するに当たって指定管理者が保有する文書を、指定期間が満了し、又は指定を取り消された後においても、下関市文書取扱規程（平成１７年訓令第４号）に準じて適切に保存しなければなりません。なお、指定期間終了時に市の指示により、当該文書を市に引き渡していただくことがあります。

(4) しものせきエコマネジメントプランに基づく特記事項

管理運営業務のうち、しものせきエコマネジメントプランに基づく環境に関する特記事項は、別紙４特記仕様書（環境編簡易）のとおりとします。

(5) 下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

管理運営業務のうち、下関市暴力団排除条例（平成２３年条例第４２号）による措置については、別紙５下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項のとおりとします。

(6) 指定管理者が付保しなければならない保険

ア 施設賠償責任保険（指定管理者特約条項等の付いたもの）

補償額は、次の額以上とする。

- ・対人賠償 １人につき １億円
- １事故につき ２億円

イ その他、管理運営上必要な保険。

ウ 仕様書「８ リスク分担」で、指定管理者が負担する損失に係る保険

※ウで付保する保険については、様式第２号事業計画書「緊急時対策について（２ その他緊急時の対応）」欄に記入すること。

(7) 障害者施設等への配慮

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律

(平成24年法律第50号)の趣旨を理解し、可能な限り、障害者就労施設等への発注について配慮すること。

(8) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の対応

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の趣旨を理解し、障害を理由とする差別の解消に向けた下関市指定管理者対応マニュアルに沿った適切な対応をとること。

(9) 管理運営業務の引継ぎ

指定期間満了後に次期指定期間に係る指定管理者（以下「次期指定管理者」という。）に指定されなかった場合は、市からの指示によって市又は次期指定管理者に管理運営業務の引継ぎを行わなければなりません。

(10) 協議

管理運営業務の内容、範囲、基準等について疑義が生じた場合は、市と指定管理者とが協議の上、決定することとします。

8 管理運営業務の範囲外の業務

(1) 自主事業

指定管理者は、管理運営業務以外の事業で、自己の責任と費用において実施する事業（以下「自主事業」という。）を実施することができます。

自主事業は、本施設の設置目的に合致し、かつ、管理運営業務の実施を妨げない範囲において実施するものとし、自主事業を実施する場合は、市に対して自主事業計画書を提出し、事前に市の承認を受けることとします。

なお、自主事業には、本施設の設置目的に合致することを必要条件とした物品販売、飲食提供、自動販売機等の設置も含みます。

また、自主事業に伴う収入については、指定管理者の収入となりますが、本施設の使用許可を伴う利用料金と自主事業の収入とは明確に区別する必要があります。

9 指定管理料に関する事項

(1) 利用料金について

利用料金制を採用するため、本施設の利用に係る利用料金（使用許可に伴

う使用料をいう。以下同じ。)は、全額、指定管理者の収入となります。

利用料金の額は、設置条例第6条に定める使用料の額(設置条例別表の各表(備考を含む。)の使用料の額をいう。)の範囲内において、あらかじめ市長の承認(当該額を内税として承認する。)を得た上で、指定管理者が定めることとします。

また、利用料金の減免及び還付については、設置条例及び下関市川棚温泉交流センターの設置等に関する条例施行規則(平成21年規則第99号。以下「設置条例施行規則」という。)の規定に基づき、あらかじめ市長が認める場合で指定管理者が特に必要と認めるときは、これを行うことができます。

(2) 指定管理料

ア 指定管理料の額等

指定管理者が実施する管理運営業務の対価として、市は、毎会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)、予算の範囲内で指定管理者に指定管理料を支払います。

令和9年度から令和11年度までの1会計年度当たりの指定管理料の上限額は、22,438,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)とし、上限額を超えて提案がなされている申込みは受理しません。

なお、指定管理料の額は、申込みの際に提出のあった収支計画書において示された指定管理料の金額を上限として、市の予算額の範囲内で毎会計年度、年度協定において定めるものとします(提案いただいた指定管理料の額を保証するものではありません。)

また、利用料金収入が減少した場合であっても、指定管理料による補填は行いません。

イ 指定管理料の支払

指定管理料は、会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)を基準とし、6期(4月、6月、8月、10月、12月、2月)に分けて支払います。支払時期や方法は、別途年度協定で定めます。

(3) 利用料金収入等の利益

指定管理者の経営努力により経費の節減や利用者の増加を図った結果、

指定管理者に利益が生じた場合は、原則として指定管理者の収益とします。

10 協定に関する事項

市が指定管理者を指定後、市と指定管理者は、協議に基づき協定を締結します。協定は、指定期間を通じての本施設の管理運営に関する基本事項を定めた基本協定と、年度ごとの管理運営業務の実施等に関する事項を定めた年度協定とします。

(1) 基本協定において定める主な事項

- ・ 目的
- ・ 指定管理者の指定の意義及び公共性の尊重
- ・ 信義誠実の原則
- ・ 用語の定義
- ・ 本施設の設置目的
- ・ ビジョン及び指標
- ・ 目標値の設定
- ・ 目標値の変更
- ・ 管理物件
- ・ 指定期間及び会計年度
- ・ 管理運営業務の範囲等
- ・ 管理運営業務からの除外
- ・ 管理運営業務の範囲等の変更・管理運営業務の実施
- ・ 関係法令の遵守
- ・ 使用許可の運用
- ・ 業務開始の準備
- ・ 従業員の配置
- ・ 管理運営業務の委託又は請負の制限
- ・ 管理物件の改修等の分担
- ・ 指定管理者の責めに帰すべき管理物件の修繕等
- ・ 緊急事態への対応
- ・ 災害拠点としての対応

- ・ 情報管理及び情報公開
- ・ 個人情報の保護
- ・ しものせきエコマネジメントプランに基づく特記事項
- ・ 市による管理物品の貸与等
- ・ 指定管理者による管理物品の購入等
- ・ 年間事業計画書の提出
- ・ 年間事業計画書の変更
- ・ 業務報告書の提出
- ・ 事業報告書の提出
- ・ 経営状況の確認
- ・ 管理運営業務のモニタリング
- ・ 改善指示、指定の取消し等
- ・ モニタリングの公表
- ・ 指定管理料
- ・ 指定管理料の減額等
- ・ 指定管理料の変更
- ・ 利用料金の取扱い
- ・ 経理及び指定管理者の口座
- ・ 損害賠償等
- ・ 第三者への賠償
- ・ 保険
- ・ 不可抗力によって発生した費用等の負担
- ・ 不可抗力による管理運営業務の実施の免除
- ・ 管理運営業務の引継ぎ等
- ・ 原状回復義務
- ・ 管理物品の取扱い
- ・ 指定の取消し及び管理運営業務の停止等
- ・ 不可抗力による指定の取消し等
- ・ 本施設の廃止による指定期間の終了
- ・ 権利及び義務の譲渡の制限

- ・連絡調整会議の設置
- ・著作権等の使用
- ・暴力団等の排除
- ・自主事業
- ・障害者就労施設等への配慮
- ・障害を理由とした差別の解消に係る措置
- ・特定個人情報の取扱い等
- ・監査
- ・請求、通知等の様式等
- ・協定の変更
- ・解釈
- ・協定の費用
- ・公租公課の負担
- ・疑義についての協議
- ・裁判管轄

(2) 年度協定において定める主な事項

- ・趣旨
- ・管理運営業務の内容
- ・目標値の設定
- ・年間事業計画書の提出期限
- ・指定管理料
- ・協定の費用
- ・定めのない事項
- ・疑義の解決
- ・履行の決定

11 その他の留意事項

- (1) 申込みに係る一切の経費は、全て申込者の負担とします。
- (2) 申込書類は、返却しません。
- (3) 申込書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

- (4) 申込受付後に申込みを辞退する場合は、辞退届（様式第9号）を提出してください。
- (5) 申込書類の著作権は、申込者に帰属します。ただし、指定管理者の決定の公表等において必要な場合は、市は、申込書類の内容を無償で 사용할 ことができることとします。
- (6) 申込みをした者又は申込みをしようとする者は、選定委員会における選定結果が公表されるまでの間、当該選定に関して、選定委員会委員と接触することを禁止します。
- (7) 指定管理候補者は、その権利を第三者に譲渡することはできません。
- (8) 指定管理者制度に関する法的関係の複雑化・不安定化を防止するため、指定管理者の市に対する債権債務については、第三者に対する譲渡、継承、担保提供等はできません。
- (9) 指定管理者は、管理運営業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることを禁止します。また、管理運営業務の一部を委託し、又は請け負わせるときは、あらかじめ市の承認が必要です。
- (10) 指定管理者による適法かつ社会的要請に応えた管理運営を確保する観点から、労働関連法規（労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働組合法（昭和24年法律第174号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）等）について遵守してください。
- (11) 各種税（消費税・地方消費税、法人市民税・法人県民税等）の取扱いについては、指定管理者で対応してください。
- (12) 前指定管理者と指定管理者に指定された者においては、市の定める方法により管理運営業務の引継ぎを円滑に行ってください。また、就業支援及び雇用維持の観点から、前指定管理者の職員のうち希望する者については、指定管理者のもとで雇用することを要請します。
- (13) 書類作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時、単位は計量法（平成4年法律51号）の定めるところによるものとします。

【問合せ先】

〒759－6301

山口県下関市豊浦町大字川棚6895番地1

下関市役所豊浦総合支所地域政策課地域振興係（担当：山本）

電話 083－772－4001

FAX 083－774－3305

E-mail : tuchiiki@city.shimonoseki.yamaguchi.jp